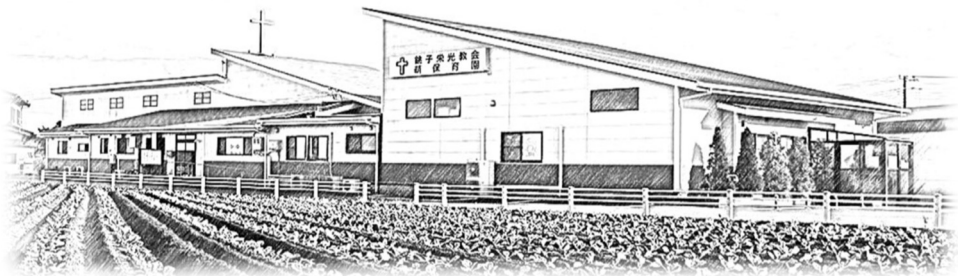


社会福祉法人 銚子栄光福祉会

萌保育園

重要事項説明書



《令和7年度》

施設運営主体

| | |
|---------|----------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 銚子栄光福祉会 |
| 代表者氏名 | 理事長 家山 真二 |
| 事業者の所在地 | 銚子市芦崎町937番地3 |
| 電話番号 | 0479-33-3677 |

萌保育園の概要

| | |
|-------------|--------------|
| 施設の種類 | 保育所 |
| 施設の名称 | 萌保育園 |
| 所在地 | 銚子市芦崎町937番地3 |
| 電話番号 | 0479-33-3677 |
| 施設長氏名 | 施設長 家山真二 |
| 定員 | 60名 |
| 職員への研修の実施状況 | 所内研修 外部研修 |
| 認可年月日 | 平成24年3月23日 |

各室面積

| | | | | | |
|-----------|---|---------|-----------------|---|--------|
| 保育室 | 4 | 164.53㎡ | 調理室 | 1 | 22.56㎡ |
| 乳児室(ほふく室) | 1 | 34.14㎡ | 事務室(医務室 休憩室) | 1 | 35.49㎡ |
| 遊戯室(ホール) | 1 | 136.02㎡ | 便所(幼児用) | 3 | 26.14㎡ |
| 調乳室 | 1 | 0.96㎡ | 一時預かり所 | 2 | 56.25㎡ |

建物等の状況

| 敷地面積 | 建物の建築面積 | 屋外遊戯場面積 | その他 | 備考 |
|----------|---------|---------|----------|----|
| 3282.94㎡ | 652.52㎡ | 1527㎡ | 1103.42㎡ | |

職員体制

令和7年4月1日現在

| 職名 | 職務の内容 | 常勤職員 | うち※ 有資格者 | 非常勤 | うち※ 有資格者 |
|-------------|--------------------------|------|-------------|-----|-------------|
| 施設長 | 全般の管理・運営 | 1人 | 1人 | 人 | 人 |
| 保育士 | 児童の保育に関すること。 指導計画の作成 | 10人 | 10人 | 4人 | 4人 |
| 管理栄養士 | 食育指導/献立支援/アレルギーなどの相談 | 人 | 人 | 1人 | 1人 |
| 栄養士 | 献立に関すること。児童のアレルギー等に関すること | 1人 | 1人 | 人 | 人 |
| 調理員 | 給食調理に関すること | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 事務員 | 保育所全般に関する事務 | 人 | 人 | 1人 | 人 |
| 養護教諭 経験者 | 児童の保育に関すること | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 嘱託医 | 児童の健康に関すること | 人 | 人 | 2人 | 2人 |
| 保育補助員 | 保育士の補助業務 | 人 | 人 | 1人 | 1人 |

※保育士の有無



募集要項

定員60名 利用者人数 59名

つぼみ(0～1歳児)、ちゅうりっぷ(2歳児)、ひまわり(3歳児)、ゆり(4歳児)、すみれ(5歳児)
4月1日現在の満年齢でクラスが決まります。

園の方針

萌保育園の保育理念と保育目標を基本として、神と人に愛され、身体も心も健^{すこ}やかなこどもに成長するように育むことを園の方針としています。

入園案内

入園資格 0歳児から就学前までの乳幼児

保育時間 7:00～18:00 (短時間保育時間 8:30～16:30)

保育園の休日 日曜・祝日および年末年始

保育理念

神によって創造され、生まれた子どもの存在・成長・活動を尊び、神と人に愛される健康な子どもの育成を目指します。神に愛されている子どもであることを土台にして、子どもの主体性の基盤となる「基本的信頼感」と「自律性」と「自発性」の育成を目指します。

保育目標

- I お預かりするお子様を、神様と保護者と保育者によって無条件に愛され擁護される、唯一のかけがえのない子どもとして保育します。生まれてきた世界と他者をまず信頼し、そして自分を信頼することができる「基本的信頼感」の育成を第一の保育目標とします。
- II お子様が、親との分離体験を経験し自我が芽生え、自分の意志行為の発達の芽生えによる自己形成ができるように、毎日規則正しい生活を送り、自分の中に秩序と法則を取り込んで「自律」した個人となることを第二の保育目標とします。
- III 「わたしはわたしの将来を想像できる人」をめざして、空想や想像をもって遊びに没頭し、あらゆる保育活動を通して自己表現し、理想の自分を実現しようとする「自発性」を育むことを第三の保育目標とします。

保育方法

知育や道徳的発達の芽生えも身体感覚運動能力の発達に伴う方法で保育します。否認知的能力(社会情動的能力＝好奇心・意欲・思いやり)が認知的能力・言語能力を育てることを信じて、暖かい応答的関わりや子ども主導の遊びを重視します。

保育内容

子どもの養護として、子どもの生命と存在を無条件に受容し肯定します。子どもの教育として、子どもの健康・人間関係・環境・言葉・表現の各領域にわたる成長の芽生えを援助します。子どもの養護と教育を一体的に保育します。

健康な生活

基本的な生活習慣・運動・戸外での遊び・休息・食事・病気の予防・手洗い指導・健康診断・内科・歯科・交通安全・食物アレルギーの把握・保育室の衛生管理(トイレ・おむつ交換)・遊具の管理・子どもの異変への対応・健やかに伸び伸びと育つことをめざします。

交わりの生活(人間関係)

挨拶・信頼する心・愛されている喜び・自立行動・友だちとの協力・一人遊び・集団遊び・仲直り・身近な人と気持ちを通じ合うことをめざします。

探求する生活(環境)

人的・物的環境と感覚器官との相互作用による学び。遊びを通して自然の美しさや不思議さ・偉大さに気づく。世界への知的関心。見えない世界への関心を呼び起こす。身近なものに関わり感性が育つことをめざします。

表現する生活(言葉・表現)

身体的表現・喜怒哀楽の感情的表現を受け入れます。絵本や物語に親しむ。歌、手遊び、リズムに合わせて体を動かして遊ぶ。音楽・造形・絵画・ダンス等。

話す言葉を聴く態度や言葉で表現する力を養います。

保育の1日の流れ

- 7:00 ~ 8:00 早朝保育(ホールでの自由遊び)
8:00 ~ 9:00 登園・挨拶・視診・身支度・園庭自由遊び
9:00 ~ 10:00 朝の会(行事などにより行わない場合もあります)
10:00 ~ 11:30 各年齢別クラスの活動
11:30 ~ 給食
排泄・歯磨き・着替え
12:30 ~ 午睡 0・1・2・3歳児
13:00 ~ 4・5歳児
13:00 ~ 14:30
就学前基礎教育(4・5歳児)
英語(4・5歳児)、スイミング 3・4・5歳児
茶道(5歳児女児)、バレエ(4・5歳児女児)、空手(5歳児男児)
14:45 午睡終了(排泄・手洗い)
15:00 ~ おやつ
16:00 帰りの会
17:00 ~ 18:00 延長保育(自由遊び)

年間行事

- * 4月 入園式・進級式・施設見学(年長)・内科健診
- * 5月 親子遠足(2歳児から5歳児)・野菜苗植え
- * 6月 運動会・歯科健診
- * 7月 プール開き
- * 8月 夏のお楽しみ会
- * 9月 わくわく保育(年中・年長)
- * 10月 内科健診・芋掘り・マラソン大会
- * 11月 遠足(年中・年長)
- * 12月 クリスマス会
- * 1月 餅つき・初釜(5歳児)
- * 2月 作品展・歯科健診・入園説明会
- * 3月 お別れ遠足(5歳児)・卒園式・修了式

※ 誕生会と避難訓練を毎月行っています。

※ スイミングは4月から9月(年長組)、12月を除いた10月から3月(年中組)がそれぞれ行う予定。

※ 感染症などの影響がある場合は、行事中止の場合もあります。

食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法について
自園調理で提供しております。



- ② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、土曜日を除き、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

乳幼児の年齢に応じ、次の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前おやつ | 昼食 | 午後おやつ | 備考 |
|-------|--------|--------|---------|----|
| 0～2歳児 | 9時50分頃 | 11時10分 | 15時00分頃 | |
| 3～5歳児 | | 12時00分 | 15時30分頃 | |

- ③ アレルギー食・その他の対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に特別な配慮が必要な場合には、必ずあらかじめご相談をしてください。その際には医師による診断書の提出が必要です。

除去食や代替食については、個別の相談や対応にも応じております。ただし、対応できない場合もありますので、ご了承ください。

- ④ その他衛生管理等

調理従事者に対する日々の管理、検便検査によるサルモネラ、O157 等の検査を毎月行っています。調理室の消毒及び清掃並びに整理整頓を実施し徹底しています。

保育料その他

| | |
|-------|---|
| 保育料 | 銚子市が定める保育料(市外の方は居住する市町村が定める保育料) ※ ただし、3歳になった後の4月1日以降は無償 (2019年10月1日より) ※ 0歳～2歳は2025年4月1日より無償 |
| 主食費 | 2900円/月 ※銚子市在住の園児は市からの助成で免除 |
| 副食代 | 4900円/月 ※銚子市在住の園児は市からの助成で免除 |
| 絵本代 | 450円前後/月 集金袋により徴収 |
| 保険料 | 年間 800 円を最初に徴収 |
| 保育活動費 | 保育活動費・遠足・水泳レッスンに係る費用(利用者実費負担) |
| 森の会 | 有り(4,000円/年間 年2回集金袋により徴収) 1歳児以上 |

利用の開始について

銚子市の支給認定を受け、銚子市の利用調整に基づき当保育所に入所決定された後に保育の提供を開始します。

利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出したとき(但し、市内勤務は継続可)
- ④ 長期に欠席する場合
- ⑤ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

※ ③④については、各家庭の状況や希望によって異なる対応もあり得ます。



嘱託医

当保育所の嘱託医は次のとおりです。

① 内科

| | |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | すずきクリニック |
| 医師名 | 鈴木 洋輝 |
| 所在地 | 神栖市土合南1-11-14 |
| 電話 | 0479-21-7971 |

② 歯科

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 山本歯科クリニック |
| 医師名 | 山本 英雅 |
| 所在地 | 神栖市矢田部5547-1 |
| 電話 | 0479-48-6711 |

非常災害時の対策

| | | | | |
|--------|---|--------|-----|-------|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応します。 | | | |
| 避難訓練 | 火災・地震・風水害等を想定した避難訓練を月1回実施しています。 | | | |
| 防災設備 | 自動火災報知機 | 非常警報装置 | 誘導灯 | 消火器ほか |
| 避難場所 | 第1避難場所(園庭) 第2避難場所(園舎前の田畑畔道) 第3避難所(三門の高台)津波の時 | | | |

緊急時における対応

- ① 保育・教育の提供中に子どもの健康状態が急変をしたり、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡いたします。
- ② 保護者と連絡が取れず、緊急な治療が必要と判断した時は、保育所から直接医療機関を受診することがあります。保護者にはその後の対応をお知らせします。
- ③ 保育園では損害保険ジャパン株式会社に参加しています。
保育所内で発生した不慮の事故、登園中に定められた経路を通過中に起きた事故に対して、保護者が支払った医療費を助成する制度で、全員に参加していただきます。

賠償責任保険の加入

| | |
|---------|---------------------|
| 保険会社・種類 | 損害保険ジャパン株式会社・傷害保険 |
| 保険の内容 | 死亡・後遺障害 入院保険金 通院保険金 |

- ※ 保護者の皆様には、年800円の保険金を徴取させていただきます。
- ※ この他にも、社会福祉法人においても、損害保険(賠償額2億円)に参加しております。
- ※ 園外活動で保護者が同行する場合には、保護者のための損害保険に実費で加入していただきます。

保育内容に関する相談・要望・苦情

| | | | |
|-------|-------------------------------|--|--|
| 受付担当者 | 江畑江利子(主任保育士) | | |
| 受付責任者 | 家山真二(施設長) | | |
| 利用時間 | 随時ご相談をお受け致します。 | | |
| 連絡先 | 0479-33-3677 | | |
| 第三者委員 | 宮内 幸枝 | | |
| 受付方法 | 面接、電話、文書などの方法で、相談・苦情を受け付けています | | |

個人情報の保護に関する基本方針

- 1 個人情報の取り扱いについては、銚子市個人情報保護条例及び銚子市情報セキュリティポリシーによるほか、適正な取り扱い、管理の徹底に努めます。
- 2 個人情報に関して、下記のとおり、他の公的機関への情報提供を伴う事例がございます。
 - (1) 小学校、転園先への保育所児童保育要録等の情報提供
 - (2) 児童相談所・教育委員会・福祉事務所・ケース会議等への情報提供
 - (3) 児童発達支援センターへの相談・支援にかかる情報提供
 - (4) 歯科健診、内科健診への実施期間への各情報提供
 - (5) 損害賠償等にかかわる弁護士及び保険会社等への相談・説明

保健衛生について

嘱託医師による健康診断を年2回、歯科健診を年2回実施しています。

なお、感染症または食中毒が発生、まん延しないように、国の「保育所における感染症ガイドライン」等に基づき感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。感染症が発生したときは、LINE や掲示板等で随時、お知らせいたします。

薬について

- 1 薬の服用は原則として取り扱いませんが、保育時間内(給食前後)に服用が必要な方は「薬1回分」と「投薬依頼書」を提出してください。
- 2 「投薬等依頼書」は、服用が必要な場合に提出していただきます。
- 3 薬と「投薬等依頼書」は、必ず保育士に預けてください。



保育園と家庭の連絡について

- 1 保育所からの連絡は印刷物の配布で行いますので、お子さんが帰宅しましたら「おたよりばさみ」を確認してください。
- 2 お子さんのことや日常の子育てについて、疑問・悩み等がありましたら気軽に担任、主任保育士、施設長にご相談してください。
- 3 住所または連絡先の電話番号並びに勤務先を変更した場合は、速やかに担任へお知らせください。
- 4 緊急の場合を除き、保育時間中の担任の呼び出し電話はご遠慮ください。
- 5 入園の際には、保育所と保護者の連絡手段としてマ・メールを利用しておりますので、各自登録していただきます。

入園後注意していただくこと

- 1 毎朝健康状態をよく見て、発熱、咳、下痢等具合の悪い時は休ませてください。
- 2 毎朝登園前に子どもの持ち物を確認してください。
- 3 子どもの送り迎えは、保護者または同居の親族の方が行ってください。
都合で他の人に依頼する場合は、必ず事前に保護者から保育所に連絡してください。
- 4 定められた時間までに送り迎えができない時は、事前に保育所に連絡してください。
- 5 お休みをする時は、午前9時までに保育所にご連絡してください。
- 6 病気等の理由で、保育所内の児童に感染のおそれがあると認められる時は、一定の期間休んでいただくことがあります。
- 7 未満児の保育料は、金融機関の口座振替になります。振替日の前日までに残高を確認してください。
- 8 給食費及び絵本代、教材費などについては、「所定の封筒」を渡しますので、速やかに納めてください。
- 9 保育園及び「森の会」(保護者の会)の行事には、できるだけ参加をお願いします。

入所にあたり用意していただくもの

| 持ち物 年 齢 | 通所用カバン※1 | 午睡用おふとん※2 | 着替え用衣類※3 | ひも付き手拭き用タオル※4 | おむつとおしりふき※5 | 食事前用エプロン※4 | コップ・歯ブラシ袋※4 | スプーン・フォーク(はし)※4 | 上靴と上靴袋※2 |
|---------------|----------|-----------|----------|---------------|-------------|------------|-------------|-----------------|----------|
| 0歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | / | / | / |
| 1歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | / | / | / |
| 2歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | / | ○ | ○ | △ |
| 3歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | / | / | ○ | ○ | ○ |
| 4歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | / | / | ○ | ○ | ○ |
| 5歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | / | / | ○ | ○ | ○ |

※1 指定なし。(出席カード、お便りばさみ、コップ、歯ブラシ、フォーク・スプーンセット(はし箱)、着替えなどが入る大きさで、必ずファスナー等で閉まるもの)

※2 毎週金曜日に持ち帰ります。(2歳クラスは子どもたちの状況で変更となります)

※3 肌着、上着、ズボンなど1~3組を毎日持参してください。

※4 毎日持ち帰ります。

※5 おむつは最初一袋持参してください。

注)持ち物には、すべて名前を書いてください。

注)持ち帰ったものは、洗濯などをし、登園日には清潔な状態なものをご用意してください。

入園時に用意していただくもの

- 1 家庭生活調査表・予防接種カード・母子手帳等の健康状況の分かるもの(事前説明会において配布するものに記入して提出してください)
- 2 その他、保育に必要なもの(入園前の事前説明会においてお知らせします)

保育園からの連絡

- ・毎月1回保育だより「萌だより」、「献立表」を発行します。
- ・各クラスの入り口や正面玄関の掲示板におしらせを掲示します。
- ・給食だよりを随時発行します。
- ・連絡用メールとして「LINE」を利用しますので、登録していただきます。
- ・子どもの送迎時に必要な連絡をします。
- ・連絡帳を利用します。また、その他必要に応じてお便りの発行をします。
- ・6月の運動会以降と年明けに個人面談を行いません。
- ・支援が必要な家庭に対して電話連絡等、ご相談をお受けします。

虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 子育て支援課との連携
- ② 千葉県子ども虐待対応マニュアルの運用

当保育所におけるその他の留意事項

当保育園では保護者主催の「森の会」があり活動を行っていただいております。毎年総会と随時の役員会を開催しております。

